

件名	亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	建設部 用地管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）により、電気事業法及びガス事業法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>改正前の電気事業法第2条第1項第10号において規定されていた「電気事業者」が、改正後の同法第2条第1項第17号で規定され、また、改正前のガス事業法第2条第11項において規定されていた「ガス事業者」が、改正後の同法第2条第12項で規定されたことにより、本条例で引用する条項の整備を行います。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、ガス事業法を引用する条項の整備に係る改正規定の施行日は、平成29年4月1日とします。</p>		

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第28号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、同条第2項第1号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。